

令和 7 年度事業計画（案）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次の事業を実施する。

1 宮城県地域公共交通計画の変更等のための協議

- 地域間幹線系統（複数市町村にまたがって運行するバス系統）の運行維持を目的として、地域公共交通確保維持事業補助金（陸上交通）を活用するため、令和 8 年度計画（令和 7 年 10 月から令和 8 年 9 月まで）における地域間幹線系統の詳細などを現計画へ位置付けする変更協議を行う。※令和 8 年 4 月から 9 月までの計画は次期計画へ位置付けする。
- 上記に関連して、運送事業者・沿線自治体等と対象系統の生産性向上に関する取組を協議する。

2 宮城県地域公共交通計画の評価・検証

- 地域公共交通確保維持事業補助金（陸上交通）における令和 7 年度計画（令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月まで）の事業評価を実施する。

3 次期「宮城県地域公共交通計画」調査策定業務の発注

- 技術的知見を要する調査・データ分析等を用いて計画内容の充実を図るため、コンサルタントへ調査策定業務を発注する。

【想定委託業務内容】

- ・ 交通事業者アンケート等の実施及び得られた定性的なデータの分析
- ・ ビックデータ（携帯位置情報等）を用いた交通需要量の可視化
- ・ 協議会、地域部会の開催支援

※プロポーザル方式で事業者を選定するため、実際の委託業務内容は企画提案に拠る。

4 次期「宮城県地域公共交通計画」の策定に向けた協議会・地域別部会の開催

- 4 圏域ごとに地域部会を開催し、市町村が抱えている課題やニーズを共有、協議する。
- 上記地域部会で把握した課題やニーズに加え、定性データ（アンケート等）、定量データ（バスの輸送実績※、携帯位置情報データ等）の分析を行い、本協議会で次期交通計画の内容を協議する。
※現時点で県が保有するデータは地域間幹線系統及びコミュニティバスの系統ごとの収支、乗降実績に限られるため、より詳細なデータ（系統・便別の乗降データ等）が必要になった場合は運送事業者へデータ提供の協力依頼を行う必要がある。

5 その他協議会の目的達成に必要な事項

令和7年度事業計画（案）スケジュール

